

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、山形県漁業調整規則（令和2年県規則第66号）第5条第1項第10号に掲げる小型いか釣り漁業（県内船）につき、山形県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 3年 5月 1日

山形県知事 吉村 美栄子

1 小型いか釣り漁業（県内船）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	水産動物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
小型いか釣り漁業	するめいか	いか釣り	操業区域（別記の操業区域をいう。）	5月1日から翌年4月30日まで	定めなし （ただし性能の基準等、別に定めのある場合はその基準を満たしていること）	5トン以上30トン未満	0	1 山形県内に住所を有する者 2 山形県の漁船登録を受けた漁船の使用者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
定めなし

別記 操業区域

酒田市飛島の距岸6,500メートル以内の海域を除く山形県沖合海域とする。

ただし、1月1日から4月30日までの間は、酒田市飛島の距岸6,500メートル以内の海域を除く次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結ぶ線分により囲まれた海域及び栗島灯台から真方位西5海里と飛島灯台から真方位北西5海里を結ぶ線分以遠の山形県沖合海域とする。

(世界測地系表記)

ア 北緯39度07.670分 東経139度33.798分

イ 北緯39度04.254分 東経139度31.548分

ウ 北緯39度07.503分 東経139度24.299分

エ 北緯39度12.503分 東経139度28.048分

栗島灯台から真方位西5海里

北緯38度27.200分 東経139度07.915分

飛島灯台から真方位北西5海里

北緯39度15.536分 東経139度28.836分